

長野県総合調整会議（第2回長野県多文化共生推進指針改定検討会）議事録

日 時：令和元年7月25日（木）

時 間：午前10時～12時

場 所：長野県庁3階 特別会議室

1 開 会

○春原企画幹

それでは定刻になりましたので、「第2回長野県多文化共生推進指針改定検討会」を開会いたします。本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

司会は事務局であります、国際課の春原が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の日程でございますが、お手元に配布してございます次第に従いまして説明してまいり、終了は12時予定しておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

それでは初めに、事務局より説明がございます。

○増尾多文化共生係長

会議に先立ちまして、事務局より、本日の会議の位置付けについてご説明させていただきます。

当県では、現指針の重点事業として、日本語学習の支援を推進するため、様々な事業に取り組んできたところですが、県内の日本語教育のさらなる推進を目指し、今年度は文化庁の補助事業であります、地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業に申請し、6月28日に補助金の交付決定がされました。この事業の目的は、生活者としての外国人の日本語学習の機会の確保を図ることにあります。

当県では、この文化庁の事業を活用し、当県の日本語教育に関する総合調整会議を設置し、地域の日本語教育推進についての意見交換を行い、今後の施策等に生かすこと、外国籍県民が地域の担い手として活躍できる地域づくりを推進するために、外国籍県民が生活に必要な日本語や文化等を学ぶモデル教室への支援や、地域日本語教室への支援等を予定しております。

皆様には、今年度、長野県多文化共生推進指針の改定のために検討会の構成員をお願いしているところですが、本日は、この文化庁事業の総合調整会議も兼ねるものとさせていただきますので、予めご了承くださいませようようお願い申し上げます。

また、この事業を推進するため、総括コーディネーター及び地域コーディネーターを設置することとしており、本日は、皆様、お手元に配付させていただきました名簿のとおり、長野県総括コーディネーター兼地域コーディネーターとして、今後ご活動いただきます佐藤佳子様、地域コーディネーターとして、同じくご活動いただきます岡宮美樹様にも本会議にご出席いただき、議論に加わっていただきますので、あらかじめご紹介を申し上げます。

す。ご了解をお願いいたします。

それでは、本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

○春原企画幹

それでは、早速、議事に入りたいと思います。これより、進行を山脇座長をお願いいたします。

2 議 事

(1) 第1回検討会における意見について

○山脇座長

皆さん、おはようございます。それでは早速、議事に入っていきたいと思います。本日は第2回目の会議になります。

本日は第1回目の検討会における意見について、簡単な振り返りを行った上で、その後、長野県における日本語学習体制について皆様からご意見をいただき、最後に県から、外国籍県民意識調査に関してご報告をいただく予定となっております。

この会議が始まる直前に、阿部知事にお会いしてきました。そこで知事から、この会議への期待として2点、お話いただきましたので、こちらで共有をしておきたいと思います。

1つは、知事から、多文化共生というのは多様な分野、多岐にわたるけれども、その中で、特に重点的に長野県として取り組む分野の深堀りをお願いしたいという話がありました。それからもう1点、長野県の取組みとして、「学びと自治」という柱があるので、そうした観点を取り入れていただきたいとのことです。

それでは事務局から、まず第1回検討会における意見について、ご説明をお願いいたします。

○根橋国際課長

長野県国際課長の根橋でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、資料1、第1回検討会での主な意見と現状についてをご覧いただきたいと思っております。

本日の次第に入る前に、前回の振り返りをさせていただければと思っております。資料、左欄が前回の主な意見、右欄が現状を記載させていただいております。若干、ご説明をさせていただきます。

まず多文化共生の意識づくりの中で、県民の意識づくりでございます。前回もご説明をさせていただきましたとおり、第1回の指針を踏まえまして、平成27年度から長野県では、7月を多文化共生推進月間といたしまして、例えばポスターの配布ですとか、その月間に合わせて外国人との意見交換会ですとか、大学への出前講座、またシンポジウム、そういったことを開催をさせていただいてきたところでございます。

こういった取組みによりまして、県政モニターアンケート等で、外国人とともに暮らす社会の意識、この調査をさせていただいておりますけれども、その中で外国人とともに暮

らす社会を望ましいとしている県民の割合、これが平成27年の67%から、平成30年には75%という形で進んでおりますけれども、やはりまだまだ、私ども多文化共生といった概念が、そういった考え方が県内にしっかりと浸透しているかという、なかなか難しい部分があるろうかと、まだまだこれから外国人が増えるような状況の中では、さらなる意識醸成といましようか、そういった活動が必要だというふうに考えているところでございます。

次に、学校における意識づくりでございます。児童生徒に対しましては、道徳観の中で国際理解、国際親善について取り扱われておりまして、学年の段階に応じたそれぞれの内容が定められて、授業が行われているというふうに伺っております。

また教員に対しましては、外国人生徒指導研修が行われておりますけれども、ここにありますとおり、関係者以外の関心の低さ、こういったことが課題というふうに上げられているところでございます。

生涯学習の中での多文化共生でございますけれども、一部市町村におきまして、公民館活動の一環といたしまして国際交流活動ですとか、日本語教室が公民館活動の中で行われているということはございますけれども、全県的な広がりといった面ではまだまだ、なかなかこれからといった部分があるろうかというふうに考えているところでございます。

(2)の日本語学習につきましては、後ほどご説明をさせていただきます。

(3)の医療受診の支援体制づくりでございます。県公式ホームページ上の長野医療情報Netというのがございます。ここで多言語対応可能な医療機関の検索が可能となっております。私どもの方で検索をさせていただきましたところ15言語、延べ1,600機関で外国語での対応が可能というふうになっておりますけれども、その中で、言語は圧倒的に英語が多く、延べ1,600機関中1,000機関が英語対応、続いて中国語が160程度というような状況になっております。

医療通訳につきましては、今回もご参加をいただいておりますけれども、県内では飯田市におきまして制度構築がなされておる状況ではございますけれども、全県を網羅する状況というふうには至っておりません。

なお、厚生労働省におきまして、2013年に医療通訳育成のカリキュラム基準等、テキストを作成し、公開がされております。現在、また同省の研究班の後援等を受けまして、医療通訳認定制度の構築に向けた検討が進んでいるというふうに伺っておりますので、こうした国全体の動きを踏まえて、県としてどういった対応ができるのかというのをこれから考えていかなければいけないだろうと考えているところでございます。

(4)の外国人の意見を聞く仕組みづくりにつきましては、残念ながら、現在こうした仕組みはないというのが状況でございます。ただし今年度、県では長野県国際化協会に委託をしまして、県内10広域の外国人コミュニティの現状や課題等を把握をいたしまして、私ども、県とのネットワークを構築するための調査事業を実施をさせていただいております。この事業の結果を受けまして、今後、しっかりと検討をさせていただきたいなというふうに考えているところでございます。

(5)の役割分担を踏まえた連携体制でございますけれども、確かに現在の指針にそういったページ、そういった形で市町村の役割、県の役割、国の役割等が記されてはおりますけれども、それに基づいて何らかの措置が行われているということはなかなかございませんので、これからしっかりと、対応していくべき問題なんだろうなというふうに考えて

いるところです。

(6)の行政情報の多言語化でございます。参考といたしまして次のページをご覧くださいただければというふうに思っております。

現在、県では多文化共生暮らしのサポーター、今回もご参加をいただいておりますけれども、この4名の母国語相談員を配置させていただきまして、外国人からの相談対応を行っております。

これを発展強化する形で、情報提供や相談対応を通訳業者を活用しながら15言語以上の多言語で行いますとともに、新たに総括相談員を配置いたしまして、出張相談会や市町村相談員の皆様の資質向上研修会の開催など、外国人にとりまして、より身近な市町村等での相談体制の整備、充実を図ってまいりたいと考えております。

なお現在、多言語対応を行っている県内市町村の窓口は、18市町村に限られているような状況がございまして、こうした事業を通じて、できるだけ市町村に多言語対応というのを促していく、できるだけそういった支援をしていく、そんな事業ができればと考えているところでございます。

事務局からは以上でございます。

○山脇座長

どうもありがとうございました。

ただいまの事務局の説明に対して、もしご質問があれば手を上げてください。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○佐藤友則様

すみません、信州大学の佐藤（友則）です。こちらの長野県多文化共生相談センターというのを設置、そしてこれはどのような形、これは昨年12月に出た、総合的対応策の全国100のセンターとのつながりはあるものでしょうか。

○根橋国際課長

その補助金を活用させていただきまして、実施するものでございます。

具体的には、現在、先ほど申しましたとおり、長野県が長野県国際化協会に委託をしております、暮らしのサポーターの皆さんをそのまま活用させていただきまして、10月にさらに1名を加えるような形で、長野市のもんぜんプラザの中に長野市の国際交流センター、そこで併置をさせていただき、新たにセンターとして開設をしていくというような形での方法を考えております。

○佐藤友則様

わかりました。また、後ほどちょっとお聞きしたいと思います。

○山脇座長

はい、どうぞ。

○前澤様

すみません、今度の相談センターというのは、県が主体ということでよろしいのでしょうか。

○根橋国際課長

県が長野県国際化協会に委託しまして、実施をしたいと思っております。

○山脇座長

よろしいですか。

○前澤様

委託ということは、主体としては県になりますか。

○根橋国際課長

委託ですので、今回につきましては長野県が企画等を考え、それをもって仕様書とし、長野県国際化協会にお願いをするという形になります。

○山脇座長

他にはいかがでしょうか。ございませんか。

この県民の意識づくりの部分ですが、先ほど、知事との意見交換の場で、知事自ら多文化共生について発信していただきたいとお願いしてきました。

他にはよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

(2) 長野県における日本語学習体制等について

○山脇座長

それでは、続いて議事の2「長野県における日本語学習体制等について」に進みたいと思います。

長野県における体制についての議論を始める前に、日本語教育をめぐる最近の国の動向について理解を深めた上で、長野県における現状そして課題について議論をしたいと思えます。

本日、佐藤（友則）様、それから徳井様に報告をお願いしておりますので、それぞれご説明をいただいてもよろしいでしょうか、佐藤（友則）様からよろしいでしょうか。

○佐藤友則様

それでは皆様、資料で、もう一つの塊といいますか、県の資料とは別に、右上のほうに2019年7月25日と書いてある。こちらの資料の方をご覧ください。順番に説明をさせていただきたいと思います。

まず1が、日本国内の在住外国由来の人への日本語教育の全般的な教育につきまして、日本語教育に関しては国のサポートはない、そして地方自治体任せである。簡単に言えば

地域の日本語ボランティアまかせ、おおまかに言うてしまうところの現状です。

一時期、日本語ボランティアという形は国も盛り上げて進めたんですが、そのブームはもはや完全に去り、最近では若い人、40～50代の新規希望というのは多くない。20年以上というふうには日本語ボランティアを続けて、教室も運営して疲弊しきっている方、そういう方がかなり増えており、私どものNPOのCTNの方でも存続危機の教室というのが、ある意味、全国的に確実にそういった教室が生まれつつもあるという状況です。

1.2としまして、外国由来の人を雇用している企業の日本語教育に対する努力はごくわずかで、こういう教室があるという紹介をする。もしくは何もしない、もしくは中には非常に熱心に日本語教師を雇って何とか教えようとしている、そういう企業もありますけれども、本当に自助努力に過ぎない。

1.3、全国レベル、つまり、これは一番上と同じなんですが、国レベルのサポートなしと、次はお隣ですが、全国レベルの日本語教育の政策とあります。特に在留許可、そして日本語習得、いわばビザの更新と日本語の上手か下手か、そういったつながりはありません。今ごろ勉強してもしなくても在留の更新は可能、これが後ほど出るように、フランスやカナダなどの国ではいろいろな工夫をしています。

その結果、1.3.1にあるように、数十年住んでいても、読み書きは相変わらず初級だと、ただ話す・聞くは十分わかるからコミュニケーションはできる。一見すると、結構できるという人が多い。ただ、日本語能力試験（JLPT）のN2というものが、各国でこれがあれば就職に強いというような実情があるので、日本国内にいるうちにこの勉強をする、そういう技能実習生、5年の間に勉強して帰ろうと、そういう人は結構おります。

では、他国はどうなっているのか。2.1としてまして、移民系に関するまず基本的な法律があるかどうか、ある国に関しては言語教育政策が整備され、当然、移民に対してその言語を政策にのっとった言語習得を強く要求する。

ドイツでいいますと、新移民法が2005年に制定し、その後、何回も様々な修正が、関連法も含めて加えられ、2.3.2、この予算はやはりすごいです。統合教育というものがあるんですが、それにかかる国家予算が、ちょっと古いデータですみません、2012年ですが、日本円で約271億2千万円をかけて、この統合教育を移民に対して行っている。

また、2.2.2、このドイツ統合計画というのはドイツ語のテスト、さらにドイツ事情のテストが両方あります。その両方をクリアすると、統合コース修了証明書というものが出ます。その証明書がないと失業手当ほか、社会保障の援助が得られない。やはりそういう援助を得るためには、これをクリアしなければならない。

一方、フランスはもっと進んでいまして、フランス語のプログラムをちゃんと終了していないとなると、ビザの更新でマイナスの評価、あなたは3年は無理、1年。そういった形でのマイナスの評価という形で、言語能力習得とビザ更新がもう直結している形です。

オランダ、韓国、オーストラリアも同様な工夫をした、いわば移民に関する基本的な法律がまずある。それをベースにした言語教育政策がある。それを様々、悩みながら各国、修正しながら実施し、また同時に、優秀な若者がフランス語教師、韓国語教師を目指そうという道がある。いわば食べていける。一方、もう一回書きますが、在住外国人に向けた言語政策はなく、結果、優秀な若者が日本語教師を目指さないという現状になっています。

では最後、日本語教育推進法というものについて。日本には「移民に関する基本的な法

律」が存在しないが、それが無い中で日本語教育に関してのみ、今年6月28日に成立しました。それは国、地方公共団体などの日本語教育支援に関する責務等を明記した。この点は国に関しては大きいことです。

ただ3.3.1、文部科学大臣、それから外務大臣が基本方針を策定すること、それを5年ごとに閣議決定を求めること、また地方公共団体、例えば長野県であったり上田市であったり、その基本方針をもとに地域の実情に応じ、日本語教育の推進に関する施策を総合的、かつ効果的に推進するための基本的な方針を、長野県、松本市が策定する必要がある。

3.3.外国由来の子供、被雇用者、いわば会社に雇われている人、また地域の日本語教育、先ほどのボランティアです、などに分けて施策を記載しています。また、国民の理解と関心、これを高めよう、日本語教育が大事だということを高めようというものをたたえた。また関係省庁の担当者による会議、それから専門家による会議、こういうものを設置しようとしています。

これにより、今後、日本語教育の質の向上、さらに日本語教師の資格化、教員養成の制度化などが進むと予想されます、とはいえ、予算措置がこの法律では不十分、具体策は今後、特に予算措置は不透明で、ドイツのような確保をして予算化をする言語政策とはまるで、まだレベルが違います。

結果、非常に不安定な雇用状況であるということ是不変ならない。以上、長くなりましたが、私からの説明です。

○山脇座長

ありがとうございました。徳井様からもお願いいたします。

○徳井様

では、私の方からは、文化庁の報告書をもとに説明させていただきます。

文化庁のこの横に長い表です。日本語教育人材の役割、段階、活動分野に応じた養成・研修のイメージ、これが小委員会の資料でございます。

私は、昨年度、小委員会の委員をやっておりました。今回の報告書ですけれども、日本語教育人材もいろいろと多岐にわたってきているということで、今回の報告書の目的は、活動分野別、役割別、段階別に整理した運営で、役割ごとに求められる資質能力を示し、モデルカリキュラム提示に向けて検討したということでございます。

少ない時間で報告が全部できるかわかりませんが、検討したイメージが一番わかりやすくなっているのが、今回、ここでお示しした図でございます。

現在、多岐に渡っていますが、背景となる問題としては生活者としての外国人は、学習環境が安定せず、地域間格差があるとか、留学生の場合はアカデミックジャパニーズの領域あたりが十分でないとか、児童生徒に関しては研修機会が十分でない、就労者に関しては、教師の育成が必要に追いつかない、就労の現場における業務遂行のための実践的な日本語能力を育成できる教師の不足等が挙げられます。難民については、他の活動分野とは異なる資質能力が必要である、そういったことです。

これまで中国帰国者や難民など、国が定住政策、支援政策をやってきているんですが、その知見が共有されていないという、政策の分断ということが指摘されています。

それから海外に関しては、一部を除き研修機関が不十分ということで、今回、2017年、18年にかけて、この表の部分の検討を行いまして、17年では生活者としての外国人留学生、児童生徒、そして2018年に就労者難民等、海外の検討を行いました。

これがその表なんです。地域コーディネーターという形で、一番右側にコーディネーターとありますけれども、委員で意見をやりとりしまして、この右上の方に書いたという経緯がございます。

求められる資質能力について、今のような現状に基づいて、全体を通して知識だけではなく、技能や態度も入れていったというのが大きな特徴です。

それぞれの分野で求められる資質能力で、ちょっと一部の抜粋で申し上げますと、例えば養成段階ですと異文化理解能力とか、コミュニケーション能力とか、そういったものを入れたことが特徴です。

児童生徒に関しましては、キャリア支援の視点からの日本語指導とか連携とか共同とか、そういった面も入っております。

就労者に関しては職場でのコミュニケーション、文化摩擦に対応する能力、関係者との関係構築、難民に関しては障害学習として捉える、ライフステージに応じた指導方法、海外に関しては移民国の文化の尊重とか、危機管理を入れたことも特徴です。

地域日本語コーディネーターに関しましては地域のニーズ把握、プログラムのデザイン、連携・強力体制の構築等、背景、ここが特徴です。

あまり詳しく述べるとかなり時間がかかってしまうので、ここまでにさせていただきます。詳しくは文化庁のホームページをご覧くださいと思います。以上です。

○山脇座長

佐藤（友則）様そして徳井様、どうもありがとうございました。

ただいま、日本語教育に関する国の最新動向についてご報告いただきましたけれども、もしご質問あれば受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

では私から佐藤（友則）様の報告に関して2点ご質問したいと思います。

資料の上のほうに、「日本語ボランティア・ブーム」が、完全に去ったとあるんですが、このブームというのは、いつ頃あったのかということが1点。下の方に、今後、日本語教育の質の向上が進むと予想されるとあるんですが、この日本語教育の質の向上というのは、こういったことを指しているのか、この2点、ご質問したいと思います。

○佐藤友則様

正確な年代はちょっとあやふやですが、80年代後半位から、日本全国で国際交流という言葉が非常に、各行政、組織でもそういった名前がついた組織があって、その辺りからかなりボランティアが90年代前半、90年代を通じて日本語を教えるということの楽しみであったり、そういったものが大きく広がりました。

○山脇座長

それは長野県においてでしょうか。

○佐藤友則様

全国的にです。その傾向がだんだん、2000年代になるとやや収まり、2010年代位になってくるともうかなり、教えることが思ったよりも難しい、むしろ学習主体が習得をしない、来なくなってくる、また大きいのが教室での人間関係、そういったものもあり、大分疲れてきているというのが、まず一つです。

日本語教育の質の向上といいますのは、上の方でありますように、国、地方公共団体、そして会社での責務を明記すること。また、それぞれのところで基本方針というものを基に何かの形を求められていること、これは義務ではないんですよ。あくまでも要請ではあるのでそれほど強力なものではないですけれども、今までのように国レベルでは何も動きがない、地方公共団体でそれぞれ、集中地域であれば頑張って非常にハイレベルなものをつくり、長野県のように中規模自治体だと、やるどころとやらないところ、散在地域だと非常に苦労している。そういったバラバラ、国全体バラバラの状況からある程度の全体の質が上がること、また、予算もわずかとはいえ、ある程度の予算が、今までよりは動くのではないかということから、質の向上が進むとは予想しています。

○山脇座長

ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

ご質問よろしいですか。

では、質問がないようなので、続いて、今度は事務局から、長野県における日本語学習に関してのご報告をいただきたいと思います。

(2) 長野県における日本語学習体制等について

○根橋国際課長

それでは、資料の2、3、4を使いまして、長野県の状況につきましてご説明させていただきます。

まず、資料2の日本語学習関係県内アンケート調査結果について、ご説明させていただきます。

これは平成30年、昨年9月～11月にかけて実施をしたもので、対象はここにございますとおり、市町村と日本語教室。市町村につきましては全市町村にご回答をいただきますけれども、日本語教室につきましては、全63教室のうち53教室からご回答をいただいております。日本語教室の各地域別の分布状況は、右下のとおりでございます。

1枚おめくりをいただきまして、まず市町村のアンケートの結果の方から、若干、ご説明をさせていただきます。

全県といたしまして、回答した市町村のうち「日本語教室がある」としたのは、77市町村中30市町村となっておりまして、まず日本語教室への支援、どのようなことをされているのかといいますと、ここにありましており会場の無償提供、また運営費等の助成金・補助金の交付といった財政的支援、こういったものを市町村から日本語教室に行っているという市町村が多いという結果。

また、日本語学習支援に対する課題につきましては、そもそも30市町村しか日本語教室

がないので、学ぶ場がないというのがもちろん一番上になっておりますけれども、その他、担い手が不足している、また、日本語教育の専門家がない、もしくは不足をしている、こういった部分を課題に感じているというような状況です。

次のページをご覧くださいまして、今後、日本語教室にどのようなことを望んでいくのかということでございますけれども、日本語教室ですので、日本語習得の機会のある場であるということは当然ですけれども、それに合わせまして、文化やマナー、ルール、または生活情報の提供、相談の場であるというような、そういった役割を期待しているといったことがあるというふうに思っております。

4番といたしまして、県、または長野県国際化協会等に対する施策の要望ですが、やはり一番は経済的な支援、これにつきまして、先ほど来でございますとおり、ボランティア等による運営という脆弱な状況がございますので、そういう財政的な支援について望んでおられるというのは一番になっておりますけれども、やはりそれ以外にスタッフの養成ですとか、教材の配布、こういったスタッフ運営、また教材面での不足といった部分について訴えているものもございました。

おめくりをいただきまして、次は日本語教室側からの回答でございます。

内訳でございますけれども、教室の主催者の約6割がやはりボランティアが占めている状況、また、7割の教室が受講料を無料としているような状況が表れております。

次のページをご覧くださいまして、求められる役割、どういうふうに認識をされているのかということでご質問させていただきましたところ、教室でございますので、日本語習得の場というのが一番となっておりますけれども、先ほどの市町村と同様に、やはりそれ以外の日本文化の問題ですとか、マナーとルール、そういったことを学ぶ場でもあると、そんな重要性も認識をされているという回答になっています。

3番目の運営費の調達の状況でございますけれども、一部、または全額を自治体が負担しているというのは、ここにありまして29団体ございます。またボランティア等スタッフが負担をしているというのが15団体という形、やはり一部、全額という形で負担をされているのは半分ぐらいというようなことでしょうか、そのような状況がございます。

1枚おめくりいただきまして、教室の運営上で困っていることというところであげていただきました。圧倒的に日本語指導スタッフの不足をあげているところが多かった、という状況です。

スタッフ側の問題に加えまして、学習者側の問題としては、学習者が長続きしないですとか、日本語レベルが違い過ぎるというようなこと、また運営上の課題として運営費用の確保の問題、また教材の不足、教室の場所の確保、そういったことを訴えておられる状況です。

また、53の教室の中で子どもさんを見ておられる状況というのを確認をさせていただきましたところ、53のうち31教室で子どもさんを受け入れておられる状況です。

それにつきまして内容ですけれども、宿題など勉強の補習、こういったお手伝いをさせていただいている、または日本語のボランティアの方が学校に出向いて、子どもさんの指導をしているというようなことが、特にあがっている状況です。

次のページ、7ページで、国、県、市町村等への要望ですけれども、当然として経済的支援、これは市町村と同じですけれども、この大きな特徴といたしまして、教室側として

は、外国人を雇用している企業の協力を求めたいというような回答が非常に多いというのが特徴になってございます。

やはり技能実習生ですとか、そういった方が日本語教室に来ておられる実態があるというふうにも伺っておりますので、そういったことから出た、そういう回答なんだろうというふうにも、私どもとしては類推をしているところでございます。

そのほかやはり市町村、教室ともに活動の紹介ですとか情報の提供、また先進事例の紹介、こういったことを多く望んでおられる現実がございましたので、長野県としてこういった部分、しっかりと対応していく必要があるだろうと、このアンケート調査から考えたところでございます。

資料2の説明については以上でございまして、資料3をお開きいただければと思っております。

資料3は令和元年度、今年度の県内の日本語教育、日本語学習の主な支援体制を、年代別にどのような施策が行われているのかを示させていただきました。

まずは生活者としての外国人に対する施策として、1番、2番の事業を実施をさせていただいております。

先ほどの徳井先生のご説明にもございましたけれども、そういった文化庁の体系の中から補助金を活用させていただいて、実施をさせていただいております。

概要は次のページにございます。各番号ごとに内容を示させていただいておりますけれども、1番の支援体制づくり事業につきましては、本日もご参加をいただいておりますけれども、日本語教育コーディネーターのもとに、日本語指導者と日本語学習支援者が参画した新たな日本語の学びの場を設置するものでございます。

この学びの場は、外国人にとりまして日本語の習得の場であるとともに、やはり地域とのつながり、こういったものも持てる場として機能していければと考えているところでございます。

2番の教材等の開発事業につきましては、日本語の指導にかかる一定の知識を持ちながら、外国人のコミュニティと日本語教室をつなぐ役割を担いまして、日本語学習支援者、長野県では日本語交流員というふうにも命名をしておりますけれども、そのような方々を育成する事業でございます。

昨年度から実施をしております、3年間の実施を予定しております。計120名の日本語交流員の育成、養成を目指しております。

次に、児童生徒への支援でございますけれども、4番、5番、6番の事業でございます。それぞれに日本語指導が必要な外国籍児童生徒が多く在籍している学校に、教員を通常より、より多く配置するというものでございまして、長野県では、国の基準に比べて手厚く教員配置をしております。

具体的には4番、6番の国基準は、外国籍児童生徒18人に1人の教員配置となっておりますけれども、長野県では、4番では6人以上に1人、また6番の中国帰国児童生徒関係では、4人以上に1人の教員を配置をしております。

高等学校における支援につきましては10番、11番で、海外から帰国された生徒及び外国籍の生徒を支援するための教員配置、また、日本語学習支援を希望する生徒に対して支援をする支援員を配置いたしまして、相談等の対応を行うものでございます。

今年度は、要望された方が70名おられまして、それで23校でございますけれども、それに対しまして、延べ30人の支援員を配置をして、相談等に乗っていると伺っております。

そのほかの事業といたしまして、14番に就学支援プロジェクトがございます。これは経済的に恵まれない児童生徒の皆さんに対する資金援助ですとか、母国語学校の施設整備、こういったものを助成するとともに、日本語コーディネーターを配置をいたしまして児童生徒か日本語学習を支援する、こういった事業でございます。

また、15番の進学ガイダンスでございますけれども、これは児童生徒及び保護者等に対しまして進学や進路について情報提供を行うものでございまして、国際化協会が実施をしておりますが、先日21日には飯田市で開催しまして、実際の外国人の高校生の方もご参加をいただきまして、児童生徒、親御さんを含めて約50名の参加を得て開催させていただいたところでございます。

4ページ以降は国の資料となっております。概略、ざっとご説明をさせていただきますが、4ページにつきましては、在留資格別に各省庁の担当分野を示したものでございまして、非常に各省庁担当が細分化されている状況、こういったものをおわかりいただけるというふうになります。

5ページにつきましては、文部科学省における検討チームの報告概要でございます。国が12月に入管法改正を踏まえて総合的対応策を発表しましたけれども、その総合的対応策を踏まえつつ、外国人の子どもの教育、日本語教育等について課題とその対策について検討したものでございます。

学校での指導体制の充実では、学校における多言語化の推進、教員に対する指導者派遣の仕組みの構築等、地域との連携では外国人の子供の就学状況の把握、夜間中学校の設置促進等、また日本語教育では日本語教師の資格化の推進、こういったものが示されております。

なお、参考といたしまして、通知をおつけさせていただいております。別葉でおつけしておりますけれども、外国人の子どもの就学状況等調査につきまして、文部科学省から都道府県市町村教育委員会に出された依頼通知、これを添付させていただきました。これによりまして、外国人の子どもさんの不就学の実態というものが明らかになると期待している状況でございます。資料3の説明は以上でございます。

続きまして、資料4でございます。資料4につきましては、県内の外国籍児童生徒の状況についてデータとして提示をさせていただきました。具体的には、文部科学省の学校基本調査によるものでございます。

1ページ目のところ、上段のところにつきましては、県内小中学生の生徒の推移が、平成24年、2012年から2018年まで出ております。

基本的には小学生が900人台、中学生が400人台で推移をしていると。在留外国人の数の調査を国際課としてさせていただいておりますけれども、外国人は、平成26年にここ近年では一番底を打ちまして、29,700～800人ぐらい、平成30年が35,000人、4年連続増というような状況になっておりますけれども、そこの関連というのはあまり見られないというのが感想ではございます。

続きまして下段でございますけれども、県内の支援の状況で、先ほど、日本語教師、指導への教員の配置等につきまして、国の基準よりも長野県の基準のほうが上回っております。

すというふうの説明をさせていただきましたけれども、具体的にどんな学校にどれほどの教員の方が配置をされていくかというのを、示させていただいたものでございます

続きまして、おめくりをいただきまして、高等学校の状況でございます。先ほども申しましたとおり、23校が委嘱をしている支援員が30人おられます。これ延べ人数となっておりますけれども、学校ごとにそれぞれ支援員を委嘱をしております、例えば中国語の支援員が各校、複数校から委嘱をされているような状態でございますので、延べ30人という形で示させていただきました。

大体、2時間を1単位にして支援といえましょうか、相談に乗っているということをお聞きしております、教育委員会はこういった23校に対して予算を配当させていただいているというふうにお聞きをしております。

続きまして、日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査でございますが、これは文部科学省が全国調査を実施をしている状況でございます、ただ例年ですと、6月ぐらいに、今回、平成30年の調査結果が出るんだと思っておるんですけども、まだ発表になっておりません、ちょっと古い資料になっております。平成28年が最新のものとございまして、全国の中、長野県を抜き出して、3ページ以降に示させていただきました。

3ページにつきましては、外国籍の児童生徒の数について記載をさせていただいております。具体的には、日本語指導が必要な児童生徒については、平成24、26、28と、小学校については増えているような状況、個人的なものがございまして、ここら辺は必ず、何かの数値と関連しているというわけではないと思っておりますけれども、こういった進路指導が必要な状況というのが出ているというふうに思っております。

4ページをお開きをいただきますと、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒の皆さんがどれほどいらっしゃるのかということでの調査結果が出ております。児童生徒の数、また学校の数というのを記載をさせていただいております。

一番最後に参考といたしまして、国際課の方で外国人住民統計調査を実施をしておりますけれども、その統計調査上、年齢別にこういった状況にあるのかというのを掲載をさせていただいております。平成30年、先ほど申し上げましたとおり、35,500人程度と申しましたけれども、その中で小学校相当で1,100人、中学校相当が570人、高校相当が730名というような状況でございます。

一番最後のところには、私どものほうで外国籍児童生徒の就学状況の推移というのを、私どもが把握している統計数値から類推をしたものでございますけれども、平成30年をご覧いただきますと、学齢期の外国人住民数というのは、この上段にあります小学校相当、中学校相当、その数になっております。これが1,715でございます。

それに対して就学している児童生徒数というのは、学校基本調査で出てきておりますので、これが1,528人、ここから引いた数が182人、これが不就学も含まれますし、かつ当然、転出されたり、長野県から転出をされたり、また日本国内から出国をされたりという数も含まれている。ですので、これは全て不就学というわけではないですけれども、少なくとも、この中には不就学の状況の方もいらっしゃるであろうという類推をした数字ということで、ご覧いただければというふうに思います。事務局の方からの説明は以上でございます。

○山脇座長

どうもありがとうございました。かなりボリュームが多かったので、一つずつ見ていきたいと思います。

まず最初に資料2「日本語学習関係県内アンケート調査結果」に対して、ご質問があれば受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

皆さんが見ておられる間に、私から1点、お聞きしたいんですけども。最後の6番のところで、外国人を雇用している企業の協力を求めるという回答が一番多かったということ、先ほどご指摘をいただきました。資料5ページの3番のところを見ると、教室の運営費をどのように調達していますかで、企業などからの寄付として2つ回答があるんですが、これはどのような寄付なのか、おわかりになりますか。

○増尾多文化共生係長

多文化共生係長の増尾と申します。

このアンケートにつきまして、項目でお答えいただいただけなので追跡調査してございませんで、細かいところは把握してございません、申し訳ありません。

○山脇座長

はい、わかりました。ほかの方、いかがでしょうか、このアンケート調査に関してご質問あればお願いいたします。資料2ですけれども。はい、どうぞ。

○水本様

今、出ました6番の「外国人を雇用する企業協力を求める」こちらのほうは、具体的にはどんな、要請の側というのはわからないんですね。

○山脇座長

どういう協力なのかということでしょうか、いかがですか。

○増尾多文化共生係長

そうですね、この調査につきましては、具体的にはどういう協力、補助金なのか、費用的負担なのか何なのかというところは把握してございません。申し訳ありません。

○山脇座長

はい、どうぞ。

○佐藤佳子様

すみません、総括コーディネーターの佐藤佳子と申します。

このアンケートについてというよりは、日本語教育の現場から見えることとして、今、基本、各日本語教室で技能実習生が増加しています。また、その技能実習生を会社の方が直接連れてこられて、N3合格を目指してお願いするというようなケースが非常に多い

です。

恐らくそういうようなところ、主に技能実習生についてを背景に、このような考えとい
いますか、希望が出てくるものと思います。

○山脇座長

もしそうだとすると、この協力というのはどういったことを指していると推測されま
すか。

○佐藤佳子様

おそらく、非常に負担が大きいという中で、教材であるとか諸費用の負担ですね、そう
いったところの負担を希望されているのではないかと考えます。

○山脇座長

ありがとうございます。どうぞ。

○佐藤友則様

すみません、今に関連しまして、私どものほうのNPOでもたくさん技能実習の方が
来ており、その会社の方にお邪魔して、私どもの法人の会員になってもらいたい、法人会
員となって、毎年のある程度のサポートをし、それによって私達も責任を持って教えます
というんですが、なかなか会員になってくださらない、そういうような形で、いぶかしい
なと思っております。

○山脇座長

では、会員になってくださいというリクエストはしているけれども、まだ会員になった
ケースはないということですか。

○佐藤友則様

あまり多くないです。

○山脇座長

少しはあると。

○佐藤友則様

少しはあります。

○山脇座長

はい、ありがとうございました。ほかの方、いかがでしょうか。

○佐藤友則様

これ質問じゃなくて、私は簡単な意見ですけれども、資料5ページの2番、地域の日本

語教育で求められる役割ですが、こちらにも出ています一番下の行ですね、3行目の一番下に、学習者同士の交流、情報交換の場、以前、私の方で調査したときにも、やはり学習者側からもこれを求められており、そしてかなり疲れたボランティアの側からも実はこの機能はとても大切だという声を聞いていましたので、3分の2、63.4%の教室が答えているので、この機能は実はとても大事だと考えています。以上です。

○山脇座長

ありがとうございました。ほかにこのアンケート結果について、ご質問ありますでしょうか。どうぞ。

○根橋様

すみません、連合長野ございます。このアンケート調査の調査時期、昨年9月から11月頃ということで、この間、技能実習生等々含めて環境が大きく変わっておりますので、その後、先ほど言ったように、状況からすると、環境に応じて状況が変わっているということも、今の実態からそういうふうには思っています。

このような調査、定期的を実施するのかどうかという点、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○山脇座長

事務局、いかがでしょうか。

○根橋様

これは平成25年度から実施をしております、2年度に1回ずつ実施をしております。従いまして、また、当然のこととして、継続した形で実施をさせていただくものと思っております。

○山脇座長

ありがとうございました。2年ごとに実施をされてきたというと、今回の調査結果というのは前回、あるいはそれ以前の会と比べて何か顕著な違いというのは現れているでしょうか。

○増尾共生係長

同じ項目を調査していないものですから教室数、それから受講者数、どんな方がやっているかは比較はできると思いますけれども、項目で比較ができないので、今後、これをベースにやっていくことを検討したいと思います。

○山脇座長

はい、そうすると、日本語教室数に関して、長期的に減少傾向にあるとか、そういった傾向はつかんでいらっしゃいますか。

○根橋国際課長

日本語教室数はですね、平成29年度71、27年度は84で、平成29年度、今回が63でございます。傾向としてこういう感じですか。なかなかちょっと分析がしづらい状況です。

○山脇座長

多かったのは何年ですか。

○根橋国際課長

平成27年度です。

○山脇座長

27だと4年前ですね。2015年ですか。前回の調査のときから比べると、落ちていると。

○根橋国際課長

そうです。

○山脇座長

わかりました、ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

では、よろしければ続いて資料3のほうですね、県内の日本語学習の主な支援体制ですね。こちらは県の主な事業が示されていますが、こちらに関してご質問ございますか。はい、どうぞ。

○林様

飯田市の林です。資料3、2ページのところ、11番目の、日本語が不自由な生徒のための高校生活支援事業、先ほど23校に対して30の方が、70人に対してやっているということなんですが。

これが、私の聞いた中では、前年度のうちに学校で、高校教育課に申請をしないと対応してもらえないと聞いています。実際に、その生徒さんの受験時にはわかるとは思いますが、それが実際に入学してみて、ちょっとやっぱり難しいというか、日本語的にフォローが必要だといった時に、その当該年度になってから申請しても、それが受けてはいただけないものなのかどうか、お聞きしたいんです。

○山脇座長

事務局、おわかりになりますか。

○高校教育課

高校教育課の清水と申します。よろしくお願いたします。

今のご質問ですけれども、予備費を準備してございまして、その予備費の範囲内で4月以降に申請があった学校について、可能な限り時間数を認めているというような形を取っております。

それから10月、使わなかった部分の予算も含めて、再度、10月以降にも再配当をして、それぞれの学校で支援できるような形を取っております。

○山脇座長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。他には、いかがでしょうか。

○佐藤友則様

何度もすみません、信州大学の佐藤（友則）です。

こちらの資料3の1ページ目の4番、5番に、日本語指導教室への教員配置、それから外国籍児童生徒支援加配、実施されているのは私どももよく知っていますが、日本語教育を専門に勉強した先生、もしくは、異文化理解教育、多文化共生を深く学んで、そういう経験がある先生が実際に選ばれて配置されているのでしょうか、その点をお聞きしたいと思います。

○山脇座長

これは、事務局で答えられるでしょうか。小中学校の体制ということで、もし、すぐに難しければ、改めてご回答いただければと思いますが。

○山脇座長

はい、どうぞ。

○岡宮様

地域日本語コーディネーターの岡宮です。私もその点がとても気になっていて、一時、長野県ではないんですが、長野市の教育委員会に聞きに行ったところ、長野市の場合は、日本語の専門家ではなく、中国語などの通訳の方、または地域の日本語のボランティアの方が入っているというふうに説明をしていただきました。

○山脇座長

ありがとうございます。事務局、いかがですか。

○根橋国際課長

私が知っている限りの義務教育については、おそらく市町村の教育委員会サイドでのということになっておりますけれども、その辺も含めまして次回までに調べまして、ご説明をさせていただければというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○山脇座長

ありがとうございました、どうぞ。

○徳井様

長野市の日本語指導運営協議会の委員長をしております、徳井です。

長野市の方で指導者に集まっていたいて、運営協議会をやっておりますけれども、先ほど話があったのは巡回指導員の方です。指導協力者と巡回指導員、それから県費で加配をされている教員もおりまして、この中にはかなりベテランの先生もいらっしゃいます。日本語指導、DLAとか、本人ご自身が研修する側もされています。

なので、専門性のあるベテランの方もいらっしゃいます。もちろんバイリンガルの方もいらっしゃいますけれども、巡回指導員という形で入っておられる、そういう委員の方もおられます。いろいろな方が集まって、それで全員で学び合う形で研修等を行ってやっておりますので、補足させていただきます。

○山脇座長

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

○根橋様

すみません、資料3の1ページなんですけど、県民文化部の方で全体の骨格がつけられて、それで各部門ごと事業をやられていると。

日常のこの部門間の連携のあり方ですとか、生活者として捉えるとなると、確かに小中学校、高校、大学、必要あると思うんですが、その就労者としての日本語学校支援ということが、この表からいくと、介護人材にのみが県でやられていて、そのほかはNPOボランティア等に委ねられているということになるかと思います。

今後、この就労の分野、先ほどの資料2にもありましたように、その辺の教育支援のあり方等々、お考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○山脇座長

事務局、お願いいたします。

○根橋国際課長

日本語教育推進法がこの国会で成立をしまして、国の責務、地方自治体の責務等がしっかり示されたというのが佐藤（友則）先生のご説明でもありましたけれども、それに対して国がどの程度の覚悟を持って予算をつけてくるのかと、それに私どもとしては非常に期待をしておりますので、長野県だけでこの全てを賄うというのはなかなか難しいと思っております。そういった国と一緒に地方自治体もどの程度まで支援ができるのか、また、日本語教育に対して、今、私どもが今やっているのは、文化庁の補助を受けた、いかなれば、非常に小さなレベルでの事業なのかもしれませんけれども、これを一つのきっかけにして、どれだけ大きなムーブメントを作ることができるのか、そういうようなことで対応していければと思っております。

まだまだ今の段階で、長野県が就労を含めて生活者全般についての日本語学習を担うことができるかという、今の段階では少し疑問があるかと考えているところではございますが、私どもなりに一生懸命、頑張らせていただければと思っております。

○山脇座長

ありがとうございました。はい、どうぞ。

○徳井様

今のお話ですけれども、日本語教育の推進に関する法律では、地方公共団体は国とも適切な役割分担をしながらとされているので、ここはちょっとポイントかなと思います。国と県、それから県と市町村ですね、その辺がどういう役割分担をするかというのが課題だと思います。

それから先ほど文化庁の方での報告で申し上げましたように、今までのその日本語教育のいろいろな面が、文化庁、特に生活者に偏りすぎているじゃないかと、ちょっと私の個人的な意見ですが、全体意見として、就労者に関する部分が今まで手薄だったと、今まで、今、根橋様はその部分をまさにおっしゃっているので、このところは、国全体としての就労に関する日本語教育の部分も、もう少しこれから力を入れていくべき部分ではないかとは思っています。以上です。

○山脇座長

ありがとうございました。あと、お二人。

○市村様

長野市の市村です。この資料の5ページですが、外国人に対する日本語教育の充実ということで、日本語教育の機会の仕組みに関連してですが、最初のアンケート調査でも、やはり教える側の人材不足であるとか、開催できない市町村があるということで、非常に、教育の機会の均等というにはちょっと問題だなと思っていたんですけれども。

例えば、その教室開催の日に働いていて、教室に通えない人とか、といったところも考慮すると、この日本語教育の各機関のところで書いてある、その総合的な体制整備の推進とはどういう感じを言っているのか。日本語学習のICT教材の対応言語拡大と書いてありますが、例えば、素人考えですけれども、例えば日本語教室を録画し、DVD化してホームページにあげると、機会は確保されると思います。

通わなくてよく、好きな時間に見ることができ、しかもレベルが選べ、他の生徒さんに迷惑をかけるとか、そういうこともないと思うので、その辺をうまく充実していけば、学べる場の機会というのは確保できるような気がします。何か、検討されたようなことはありませんでしょうか。

○山脇座長

事務局、回答をお願いいたします。

○根橋国際課長

私どもの方で、その日本語学習支援者養成のためのカリキュラム・教材の開発事業というのを昨年度から実施しております。

今年度もカリキュラムの作成委員会というのを2回実施しております。その中でも、やはり同じような議論を受けました。例えば先ほどお話をさせていただいた夜間中学校とい

うのもございますけれども、では、どこかに一つつくればそれでいいのかというと、実は長野県、非常に広いものですから、そこに通うことができるのかという問題が一つあると思っています。

そうしたときに、今、お話があった、例えばICTを使うとか、eラーニングですとか、そういった機会というのが非常に重要だろうというようなご意見も中に出ておりますので、今後、そういった意見も踏まえてどういったことができるのか、検討していく必要があると思っていますし、文部科学省でこういった形で方向も示されておりますので、私どもとしても文部科学省のそういった事業をぜひ捉えて、できるだけ多くの方が日本語学習の機会を得られるようになっていければなというふうに思っているところでございます。

○山脇座長

あと、もうお一人どうぞ。

○丸山様

あずみの国際化ネットワーク、丸山と申します。

日本語教育を継続的に実施するためには、その人材の確保とか内容の質の担保など、人材養成が重要なことは認識しているところですが、地域の日本語教室の開設状況が市町村によって異なる上に、どこが主体となって運営しているかによっても変わってくるので、一概に何をどのようにするべきかということは困難であるように思うんですけども、資料2でもあったように、市町村が実施している教室であっても、結局、その市町村が支援しているところというのは会場や補助金による支援で、実際の運営はボランティアにより実施されているという実態があります。

先日、日本語教育推進法が国で可決されましたように、また、定住外国人が地域社会で活躍してもらうためには、最も身近な行政機関である市町村が、市町村で日本語教育、学習環境を整えることが重要とされています。

そのためには、人、物、お金といった限られた資源をどのように活用しているのか、その活用のノウハウも含めた日本語教育の実施体制のモデルの提示ですとか、取組みが進んでいない地域での日本語教室の立上げを行っている例というの、市町村にとっては参考になるところではないかと思えます。

国や県の補助金の支援があったとしても、事業主旨がすぐれたところに支援することとする場合には、これまで日本語教育を実施しておらずに、ノウハウが乏しい市町村にとっては申請しにくいので、このことが地域での取組みが広がらない要因になるのではないかと私は思います。

○山脇座長

今のは、ご意見ということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

あともう一つ、資料4があります。今、既に長野県における体制に関するご意見をいただいているんですけども、そちらに移っていきたいと思います。

資料4に関して、何かご質問がございますでしょうか。

○徳井様

国際課の方に確認をさせてください。資料4の5ページ、外国籍児童生徒の就学状況の推移でございますけれども、平成30年度は（就学状況等不明児童生徒数は）182名となりました。この数がブラジル人学校の数が含まれているのかどうか、ということをお教えください。

それから、ちょっとサンタ・プロジェクトに関わっている関係で申し上げますと、ブラジル人学校の数が非常に急転しております。2000年、2005年頃、10校以上あったのが、今は1校のみになっております。

そういった、もしブラジル人学校を含めているとしたら、このブラジル人が学校が減っていることが影響していることもあるのかということも含めてですね。

そこでお伺いしたいのが、ブラジル人学校の在籍している子どもの数は含まれているのか、未就学になっているのかどうか教えていただきたいと思います。

○山脇座長

事務局、お願いいたします。

○根橋国際課長

この数値は、全体の外国人の住民数から学齢期の外国人住民数を抽出し、そこから就学している児童生徒数を引いているものでございまして、例えばブラジル人の方、中国人の方とか、そういったことを把握しているものではございません。

単純に、今、把握できる数値の中でどれだけ、最高どのくらいの不就学の方がいらっしゃるのかという基礎数値を出すために、数値を引き算をしたということでございます。

ブラジル人学校に就学している児童生徒は、就学している児童生徒数のところには含まれております。

○山脇座長

含まれていますか。

○徳井様

そうですね。ブラジル人学校の学生は、就学している学生ということになるのですね。

○山脇座長

よろしいですか。では、どうぞ。

○春原様

春原といいます。それで言いますと、松本にございます朝鮮初中級学校の扱いはどうでしょうか。

○根橋国際課長

学校基本調査プラスそれぞれの、把握できる学校、朝鮮初中級学校、またブラジル人学

校に直接ファックスでお願いをしまして、数を調べてここにに入れております。そこでそういった学校も含まれております。

○山脇座長

いわゆる外国人学校への就学も含まれた数字と理解してよろしいですね。ありがとうございました。

○春原様

別の件でいいですか。資料4です。共通理解の質問になると思いますが、2ページの上段ですが、県内の高校の支援状況ということが示されているんですが、その支援を、支援員を入れている学校名は出てこないんですが、これは公開、非公開でしょうか、それが一つ。それからどんな言語の支援員が入っているか、あと言葉の支援なのか、学習のバックアップなのか、その辺を伺えればありがたいです。

○山脇座長

2ページ上段の、高校における支援に関してですね、どなたか回答いただけますか。

○高校教育課

高校教育課の清水です。よろしくお願いします。

学校については非公開という形でさせていただいておりますので、ご理解いただけたらと思います。

言語に関しましてはそれぞれの言語ということで、ブラジル、中国、フィリピン、タイという形で人数が多い形になってきておりますので、そちらの言語が中心になっているかと思えます。

日本語力があるかないかによって、それぞれの学校で判断をさせていただいて申請をいただいているので、特に1年生を中心にとということになるんですが、学校の部分で、本当に日本語をしゃべれない生徒に対して学習、2時間を1回として支援をさせていただいているというのが現状になります。

○春原様

ありがとうございました。

○山脇座長

今、支援が必要な学校は非公開だというご回答がありましたが、非公開にしている趣旨はどのようなことでしょうか。

○高校教育課

どこにどの生徒がいるという個人を特定できる可能性があるという部分がありまして、現在のところ、非公開とさせていただいているという状況です。

○山脇座長

わかりました。ありがとうございます。

○岡宮様

先ほどの回答を聞いて質問ですけれども。

資料2、資料4などにわたって書かれている、その日本語指導が必要な児童生徒という位置付けですけれども、必要という判断をするのは、どなたでしょうか。

○山脇座長

どうでしょうか。

○高校教育課

学校で判断をしていただいております。実際、受験の段階で特別配慮、あるいは特別措置という形で受験してくる生徒さんに関しては、日本語力等は事前に受験校で見させていただいておりますので、その部分で支援が必要かどうか学校が判断し、3月末日までに申請を上げていただいているのが現状になります。

○岡宮様

小学校、中学校というと現場の先生方が肌感覚というか、で決めることでしょうか。

○高校教育課

私、高校教育課ですので、高校の関係ですので申し訳ございません。ちょっと承知をしております。

○義務教育課

義務教育課の藤木と申します。結論から言うと、特別な規定、基準があるわけではなくて、学校現場で、普段、接している子ども達の様子を見ながら判断をしている、そういった状況でございます。

○山脇座長

ありがとうございます。はい、どうぞ。

○佐藤佳子様

私が係っています松本市に関しては、松本市の子ども日本語教育センターで、チャートに基づいた判断で日本語教育の支援が必要かどうかという判断を行っているのですが、恐らく地域によるかと思います。

○山脇座長

ありがとうございます。後ほど上田市に関するご報告をいただきますので、そちらでまた、この点、ご説明いただければと思います。

ほかに、この資料4に関してご質問ございますでしょうか。

1点、私から質問ですが、1ページの県内の外国籍児童生徒の推移を見ると、小学校は、この数年、増加傾向にある中で、中学校は減少してありますが、これがどういうことなのか、もしご説明があればいただきたいと思います。

○根橋国際課長

なかなか、それについての分析は難しいと思いますけれども、5ページの私ども実施をしております外国人住民統計の年齢別構成を見てみましても、やはり小学校相当の年代の方が増えているにもかかわらず、中学校相当の年代の方は減っているという状況、同じような状況が出ております。これを分析するというと、ちょっとなかなか難しいのかもしれませんが、一応、同じような傾向は現れているというのが実態でございます。

○山脇座長

ありがとうございました。それでは他に、資料4に関してご質問がなければ次に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

(意見交換)

○山脇座長

それでは既に、一部の方から、長野における日本語教育体制についてご意見をいただいておりますが、ここから本格的な意見交換に入っていきたいと思います。

今回、一つは学校現場における日本語教育、それからもう一つは、地域における日本語学習、この2つの分野に関して議論を深めていきたいと思います。

最初に県内の状況につきまして、本日、峯村様の代理として上田市教育委員会学校教育課の池田教育参事にご参加をいただいておりますので、池田教育参事から、義務教育現場における状況についてご報告をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○池田教育参事

上田市教育様委員会の池田と申します。本来ですと、峯村教育長が出席して報告するべきであります。別の会議があって出席をしております。代わって、上田市における外国籍児童生徒の支援の状況と課題について報告をさせていただきます。

それでは、まず1の「上田市の外国籍児童生徒の状況」についてですが、お話をする前に、児童生徒も含めた外国籍住民の方全体の状況について少しお話をさせていただきたいと思います。

上田市の外国人住民数は、平成2年頃から増えてきたといわれていますが、平成18年には1,000人を超えてピークということでありました。これは上田市が自動車とか電機とか機械とか、製造業が非常に盛んであったことから、人材の確保ということであったかと思えます。

その後、経済状況の変化等によりまして減少を続けていきましたが、平成27年度から再び増加に転じ、昨年の12月末で、61カ国、4,111人の外国人の方がおられる状況です。この数

は松本市を抜いて、長野県で最も外国人住民の多い市になったとお聞きをしております。

そして「上田市の外国籍児童生徒の状況」ということですが、(1)の表のように、今年度5月現在で、小学校で146名、中学校で73名、合わせて219名の外国籍児童生徒が在籍しておりますが、数字を見ていただきますと増加傾向にあることが伺えます。

この219名のうち、括弧内の数字の85名が、何らかの形で日本語指導、あるいは学習の支援が必要であると判断をされた児童生徒の人数であります。

先ほど、どのような基準でということがありましたが、松本市さんのように、明確なチャートというようなものを設けてはいませんが、転入時の保護者の方との相談、あるいは担任、日本語教師担当者との面談、実際に教室に入って授業を進める上でどうであるかを見ながら、支援が必要なお子さんについては支援を行うという形をとっています。

上田市には小学校が25校、中学校が11校あるわけですが、表にありますように、小中合わせて27校に外国籍の児童生徒が在籍しております。一番多い学校は、小学校で49名、中学校で31名ということです。先ほど言いましたように、全員が支援が必要ということではありませんが、在籍数からするとこんな状況になります。

また、(2)の表に示しましたが、人数の増加に加えて出身の国を見ますと、非常に多くの国にわたっているのが現状であります。かつてはブラジルの方が非常に多かったわけですが、近年は中国、ボリビア、インドネシア等の方が増えているという状況であります。

続いて、2に示しました日本語の指導や学習にかかわる支援ということですが、上田市の場合、大きく分けて2つの段階で子ども達への支援を行っています。

まず1つ目の段階ですが、(1)にありますように「集中日本語教室」、虹のかけはしという、とても素敵な名前のついた教室であります。平成18年に県と上田市、それから非常に多くの皆様からの熱い支援をいただいて開設をすることができたということで、現在もこの「虹のかけはし」が続いております。

その施設の目的ですが、①に示しましたが、来日したばかりで日本語が十分理解できない、あるいは日本の学校生活に慣れていない児童に対して、本来ですと、すぐに指定校に通って学習をするわけですが、すぐに指定校には行かないで、一定期間この教室に通って基本的な日本語の習得とか、日本の学校の生活習慣へ理解を図り、その上で在籍校に戻って、生活、学習がスムーズに行われるよう支援を行うということが目的であります。

この一定の期間については、3カ月から6カ月を目途にしておりますが、実際には、指導をしていく中で、その期間で日本語が全くわからなかった子どもが、言葉も生活も十分にできるようになるかという、なかなかそうはいかないのが現状で、個々の状況によって異なりますが、1年、あるいは2年という形で、長くなっているお子さんもおります。

なお、もう一つの資料をその後ろにつけてありますが、来日して保護者の方が上田市の教育委員会に手続きにみえたときに、こうした資料も渡して、転入学についてや集中日本語教室の紹介をし、受け入れを進めています。

次に、集中日本語教室の実際の指導ですが、先ほど県のほうから発表がありました県の外国籍児童生徒加配の先生をお一人加配していただいており、この先生が常駐しております。

それから、ポルトガル語が話せる市の指導員の方がほぼ毎日6時間指導に当たっていただいております。それから、市のバイリンガルの指導員の方、主に中国語の方ですけれどもお二人、それからAMUの方にも、ボランティアで来ていただいて読み聞かせ等もして

いただいております。

現在、虹のかけはしは、東小学校に設置されているわけですが、10名の児童が通室しております。本来上田市全部の小学校から通級してくるということで、通学については保護者の方に送り迎えをしていただくことが原則となります。それから長期にわたった通級も必要ということもあり、現在は10名全ての児童が東小学校に籍を置き、自分の学級があつて、そこから必要な時間を、虹のかけはしの教室に通ってくるという状況に変わってきています。

ですので、本来の目的である来日直後の日本語の指導が必要がお子さんが全て受け入れられているかということ、そうでない状況もあるとらえています。

続きまして、通級日本語教室の課題と要望ということですが、実際に教室を訪問して、担当の先生や校長先生、教頭先生からも話を聞く中で、こんな要望や声が上がってきております。なにより大きな課題は、2点目、3点目の人材、人の配置が足りないということにあります。

先ほどもお話しましたが、言語が非常に多岐にわたっているということ、通室児童の数が増えていること、加えて日本語の力や学習の理解度が個々によって大変大きな差があり、全く日本語が話せないお子さんから、ある程度日本語がわかって、教科指導の支援を必要とするお子さんまで、非常に多岐に渡った状態です。そうしますと、本来こうした指導には、1対1の対応が必要になるわけですが、現在の職員の人数やスタッフでは、とても十分な対応ができない状況であります。

上田市にとって外国人の皆さんは、非常に大切な働き手ということになります。今後、さらに外国人の方が増えていく状況も予想されますので、職員、スタッフの増員、あるいは教室の増室というようなことは大きな課題であると考えております。

さらに、今後考えていく必要がある点ですけれども、外国籍児童の進路、将来にかかわる問題であります。虹のかけはしは在籍児童の保護者の方が、一定の期間日本で生活するというだけでなく、ほとんどの方が定住を考えておられます。従って、保護者は児童の高校への進学を希望しています。そうした状況になっていきますと、小学校段階から進学を前提とした学力の定着、中学校への移行支援というのが必要になってくるということです。

さらには、保護者の皆さんにも、進路について一緒に考えていただく機会を持つことや、日本で永住するということができれば、家庭でも日本語を話していただくことも、お願いをしなければいけない状況であります。

そこで、先ほどから話も出ていますが、外国籍児童の保護者同士が相談や情報交換をしたり、日本語の習得が行えたりできる、コミュニティのようなものがもっと必要ではないかという声が、集中日本語教室の担当者から出ています。

続いて、外国籍児童生徒へのもう一つの支援ということですが、これも先ほど県のほうから発表がありました「日本語教室」です。この教室が外国籍児童生徒が多く在籍する小中学校に設置されています。自分の学級から通って、主に学習の支援を受ける形になっています。指導については県から加配の先生1名をいただいております、市のほうからはバイリンガルの先生が指導に当たっています。実際の配置校や通室している児童生徒の数については、ここにありますのでお読みください。

日本語教室の運営上の課題については、先ほどの集中日本語教室と同様、言語の多様化

や児童生徒の言語力・学習状況の多様化、それから通室児童生徒数の増加の問題が挙げられています。そういった状況を受け、本来は1対1の対応がどうしても必要なわけですが、なかなかそれに対応できないということがあります。

特に中学校の場合には、全員が高校進学を希望していますので、個々の状況が様々な中で、それに対応することが求められています。現在、2つの中学校に日本語教室が設置されていますが、その中で上田一中の日本語教室の先生は、もう20年以上お務めをいただいている先生なのですが、今までのご自分の指導の経験とか資料とかを基にして自作の教材をつかって個々に応じて学力の定着を図ったり、その生徒の性格や生活まで合わせた進路指導を行ったりしていただいている状況であります。ご高齢でもあるということで後継者の養成ということが欠かせない課題ということでもあります。

以上申し上げましたように外国籍児童の支援には、さまざまな困難点、課題があります。今後さらに外国籍の方の数が増えるということがありますので、ぜひ、県全体の方でも支援をいただければ大変ありがたいなということでもあります。長くなりましたが、以上でございます。

○山脇座長

どうもありがとうございました。

それでは続きまして、東御清翔高等学校の佐原校長先生からも簡単にお願ひいたします。

○佐原様

東信地区にございます県立高校の東御清翔高等学校、学校長の佐原智行でございます。

本校、東御市にございますが、実際に通学してきている生徒の6割は上田市内から進学をしてきている生徒さんです。

今、上田市教委からご説明がありましたが、上田第一中学、第四中学の日本語教室で日本語指導を受けた生徒さんも本校に何人か来ております。

本校、高校では多部制・単位制という学校になりまして、課程としては定時制、昼間定時制の学校でございます。

外国籍の生徒さんですが、今年度は13名在籍してございます。全校生徒数337名ですので、比率にしますと、3.9%の外国籍の生徒が在籍しております。

国籍ですが、13名のうち、ブラジルが7名、ボリビアが2名、中国が2名、タイが2名というところでございます。

支援につきましては、先ほど事務局からのご説明にありましてとおり、まず外国帰国生徒等教育対策として、資料3の2ページにまとめてあるところでいうと、10番、11番が高校への支援策ということになります。10番につきましては教員定数の加配ということで、具体的に本校は定数0.5の加配をいただいております。で、その加配分につきましては、国語科につけさせていただいて、国語科の先生だけではないんですが、主にやはり日本語指導への学習支援というところでは、国語の先生が負うところが多くありますのでつけさせていただきました。

また、11番の高校生活支援事業につきましては、相談員の先生を配置していただいております。30時間の配当をいただいて、当該の生徒さんについて週1回、放課後に面談をしながら

ら、日本語というよりも、高校の学校生活全般にわたって相談をしていただきながら教科担当につないだり、学級クラス担任と情報共有しながら、学校全体の支援のコーディネーター的な役割をしていただいております。

課題としてはやはり日本語、特に来日してからの年数が少ない、日本語について困難を抱えている生徒さんに対しては、やっぱりそのベースの部分で非常に、学習支援の面では困難な状況がございます。

ただ、高校はご存知のとおり選抜がございますので、著しく日本語、読み書き等について支障があって本校での就学が難しいという判断がされた生徒さんについては、入試そのものを受けることはできるわけなんですけれども、選抜の中で、残念ながら本校には進学できない生徒さんもいらっしゃると思います。

ただ、県の特別措置の制度がございますので、中学校の側から申請の上がった生徒さんにつきまして、学校長と国語担当教諭が、本人それから保護者とも面談させていただいて、日本語の能力を確認させていただいた上で、特別措置による選抜を利用して入学していく生徒さんもいらっしゃいます。

対策のところ、今、いただいている加配ですとか、それから生活支援相談員、これについてはぜひ継続してほしいと思っておりますが、先ほど来、課題として上がっておりますキャリア支援、就労支援の面で、高校から高校卒業後のその次のステップにどのようにつないでいくか、そこに対する支援というのは、今後、ますます必要になってくると考えております。以上です。

○山脇座長

どうもありがとうございました。皆さんご質問があるのではないかと思います、本日、あとお2人、ご報告をお願いしますので、先にご報告していただきたいと思っております。

地域における日本語学習に関して、長野県総括コーディネーター兼地域コーディネーターである佐藤(佳子)様、そして同じく地域コーディネーターである岡宮様、続けて地域の現状についてご報告をいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○佐藤佳子様

改めまして、総括コーディネーターの佐藤(佳子)です。よろしくお願ひいたします。

実は今回、総括コーディネーターを県から承っています。これも文化庁事業ですけれども、これまで過去に4年間、松本市を会場にしまして、あるいは松本市の直接実施で文化庁の日本語教育コーディネーターを、私自身が務めてまいりました。

その体制について、今回、長野県で取り組む、完成する事業の参考になればと思って取り上げさせていただきます。

この中で、詳細についていろいろ書いてありますが、かいつまんでご説明したいと思いますので、まずはその星マークや三角マーク、丸がついています、その図について、表面の図について見ていただきたいと思っております。

ちょっとこれを見ていただく前に、先ほど事務局のほうからご説明がありました、口頭での振り返りになりますが、アンケート結果から出てきている課題点というのが日本語教育の専門家がない、あるいは不足している。また、日本語指導スタッフの養成や研修も

充実が図れていないという点です。

また、日本語理解の、まだルール等を学ぶ場が必要であるというような、そういったところも踏まえて、それらを解決する仕組みづくりというものを目指しています。

こちら図を見ていただく中で、上に二重丸の赤い丸がついています。こちら当時、松本市で行っていた事業の中ではシステムコーディネーター、現在でいえば総括コーディネーターに当たるのかもしれませんが、この事業全体を統括していく、また、この事業と、それから外側のさまざまな機関と連携していく、つないでいく役割をするのが一番上にあるコーディネーターです。その下に、ちょっとレベル別に分けて2コース、当時は分けていたんですが、その下にある赤丸が、これがプログラムコーディネーターという名前ですが、ここまで3名は日本語教育の専門家です。

つまり、この赤丸に当たる者たちが日本語の指導を直接外国人に行っていく、また、外国人に行うだけでなく、その下の三角と星印のマークを見ていただきたいんですが、この三角と星というのはそれぞれ日本語学習する者、つまり外国人、学習者と星印、もう一つは、ボランティアスタッフという形でこちらに記載してあります。

現在の課題としてボランティアスタッフですね、日本語を教える者として、ボランティアスタッフが位置付けられてはいるんですが、それらの方々は、ほとんどの場合、日本語教育に関しての専門的な知識、あるいは経験というのがない中で、それぞれ何とか日本語でのサポートを地域で行っていきたいという思いを持って取り組んでいらっしゃる方々で、この方たちに日本語教育を全て負わせていくというのは、非常に大きな負担になってきています。

これを、専門家がまず責任を持って日本語教育という部分を担保していき、このボランティアの方達には、要は日本語を使う相手としてこの場の存在をしてもらう。つまり学習者というのは、日本語教師とだけ会話ができるいいものではなくて、地域にいる住民とも交流が図れていかなければいけないというところからすると、その日、習ったものをここにいるボランティアスタッフ、つまり研修を受けて、ある程度、予備知識を持って多文化共生にも当たれる方々に日本語教育、日本語の話し合い手になってもらうという立場で、要は学習者に対しては日本語教育がきちり行われていく、またボランティアスタッフに対しては大きな負担が、本来の交流もしっかりと取り組んでいただきながら、日本語というものを間に挟んで地域で外国人を受け入れていくという体制をこの図式の中で取り組んできたのが、この松本市での文化庁事業の5年間でした。

1枚めくっていただいて、細かい説明は、もし後ほど必要であれば、こちらの部分をちょっと読んでいただきたいと思います。今度は、一番上の左上にあります図を見ていただきたいと思います。

体制づくりといいましても、一気にその地域に何十教室という教室が立ち上げられるものではないので、まずその一つの教室を核にしてその地域にある、例えば松本市であれば、既に10を超す教室がボランティアの教室として、市民活動として公民館事業的に行われているものが、既に存在をしています。

それらの教室と有効に結びつくために、一番上にある、市内にある既存の地域日本語教室というのがそれに当たるわけですけれども、それらの、例えば松本市内であれば10教室と、この核となるべき、先ほどの丸印、星印、三角印のついた先ほどの教室が連携を図り

ながら、地域全体の日本語教育を担っていくということを考えました。

では連携というのは具体的にどういうことかということですが、人を紹介する、つまり外国人の学習者だけではなくて、ボランティアスタッフもここで掘り起こしを行い、この教室で研修を行う。また、地域の日本語教室と共同で、副教材を作成するというも行いました。

こういった人であるとか、物であるとか、そういった部分で連携を図ることで、お互いのメリットをつくり出してつながり合うということ、今回取り組んできて、現在、文化庁のほか、国や、今回、この資料として出させていただいたのは自治体国際化協会の研修で使わせていただいた資料になっていますが、一応、先進的な事業として取り上げられているわけですが、これら文化庁が目指す形も、その専門家を核としながら、地域住民との交流を接点としての日本語教室といった、そういう側面も重視していくことが今後もできればいいと思っております。

○山脇座長

ありがとうございました。続いて岡宮さんからお願いいたします。

○岡宮様

地域日本語コーディネーターを拝命いたしました岡宮と申します。よろしくお願ひします。箇条書きのものになりますが、そちらをご覧くださいながらご説明したいと思います。

信州大学グローバル化推進センターと国立長野高専で留学生に日本語を教えています。

地域の日本語教室で知り合った外国籍住民の方たちとの係りから、見聞きしてきた現状をお話したいと思います。

私、上田市、旧丸子地域の出身ですので、ちょっと上田市の話も出てきますが、そこを中心にお話したいと思います。

今まで出てきたお話の中とちょっと情報が重複するかもしれませんが、ご了承ください。

1990年の入管法の改正で、多くの日系南米人が就労目的で家族と共に来日し、上田市はブラジルを中心とした南米出身者が多く住むようになりました。そうした動きの中で、生活者としての外国人が日本語教育を求めています。

上田市も多くの日本語を教える活動をするボランティア団体が立ち上がりました。私もそうしたボランティア団体で日本語を教える活動をしていました。私は大学院で日本語教育について研究しながら、日本語学校でも教えていました。

ボランティアの日本語教室には、子どもから大人まで様々な背景の外国籍住民が日本語を勉強しに来ていました。2000年初めは日本語が話せずに困っている状況の方が多かったのですが、現在は日本滞在の長期化や永住化が進み、日常的な日本語以外に、公文書の扱い方や学校との連絡の仕方、進学や就職のための知識を知りたいなど、日本語を学びたい目的が多種多様になってきています。また、日本で生まれ育った海外ルーツの子ども達も多く、一見、日本語での生活に問題ないように見えてしまう状況もあります。

しかし現状は、言葉や文化が壁となり、心身の発達に課題を抱えていたり、進学や就職、自立において困難を感じている現状です。見落とされやすい現状も、中にいる子供たちが存在しているということを多分、見えてきます。

そして日本語教育が必要な子ども達に、適切な教育が提供されていないことも大きな課題の一つのだと思っております。学校の現場での日本語教育は、通訳や日本語の資格を持たない教師が教えています。地域の日本語教室に来る人はどんな人かに目を向けてみると、1990年の入管法の改正以降に増えた、就労目的の日系南米人の数は、リーマンショック後に半減したのを機に減少傾向です。

現在日本で生活している日系人の多くは、定住や永住を視野に入れて生活しています。

また、日系人の他に日本人の配偶者として生活している方も一定数います。

日系家族の子どもや日本人の配偶者の子どもなど、日本で生まれた、いわゆる海外ルーツの子ども達も多く、日本語教室を訪れています。そして、外国人技能実習生が個人的に日本語を勉強したいということで、地域の日本語教室を訪れることもあります。

地域の日本語教室は、学習者にとって慣れない日本での生活の中で同国、または同言語で語り合える仲間がいる場であり、彼らの居場所であることが多いのです。国籍問わず、子育て世代においては、子どもの学校や保育園とのかかわり方についてのよりどころとなったり、生活者として地域との交流の後押ししてくれることを期待する場となっています。

生活者としての外国籍住民にとって、日本語教室はこうした居場所であり、心のよりどころであることが期待されるといえると思っております。

これで、私からの地域日本語教室の現状を終わります。

○山脇座長

どうもありがとうございました。それでは、残り時間わずかではありますが、ただいま4人の方から学校教育における日本語指導、それから地域における日本語学習に関してご報告をいただきました。

この点に関するご質問、あるいはご意見、長野県がこれから日本語学習、日本語教育の体制づくりをどのように進めていったらよいか、ご発言をいただきたいと思えます。どんなからでも結構です。

○徳井様

上田のお話を聞いて、小学校、中学校の先生が一緒になって意見交換する場があるということがありました。研修にも何度かまいりましたけれども、小・中の教育とか大分違いますので、小・中の先生が一緒になるといいなと思いました。

○山脇座長

今は別々にやっているということですね、それを一緒にやった方がいいのではないかと
いうご意見でしょうか。

○徳井様

その辺りの確認をお願いします。

○山脇座長

はい、わかりました。

○池田教育参事

先ほどもお話をしましたが、小学校から中学校へ移行支援ということが必要ですので、情報交換ということを含めて、そうしたことは大分進んできていると思っています。ありがとうございます。

○山脇座長

よろしいですか、あと、どうでしょう。

○徳井様

長野市の方でちょっと関わっていて、最近、今日、話題にならなかった部分なんです、発達障がいの子童生徒も中には、何人かいるということもつけ加えさせていただきたいと思います。

○山脇座長

はい、ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

○前澤様

すみません、県の方で昨年から支援員を養成する講座を行っていらっしゃるって、私どももとても有難いとは思っているんですが。

それは、新しい支援員を掘り起こしも一緒にされているということなのかということと、その支援員の名簿みたいなものをお作りになって、市町村に提供されるというようなことはあるのでしょうか。

○山脇座長

事務局、お答えできますか。

○根橋国際課長

失礼いたしました。支援員の方については、日本語学習支援者の養成講座の受講者を公募していますので、基本的には新しい方、もちろん、今まで地域共生コミュニケーターをやっていた方ですとか、そういった方もいらっしゃるかもしれませんが、基本的には新たな方を発掘しまして養成をしていきたいと、120名ということで養成の計画をしております。

また、今回、教材カリキュラムの作成をしておりますけれども、それは文化庁に提供させていただくとともに、基本的には文化庁からの許可を得まして、いろいろなところでお使いいただけるようにしたいと思っていますし、もちろん支援員を、それぞれの市町村の皆さんからのご要望にお答えして、私どもの方から斡旋をさせていただくこと、間を取り持つ、そういったこともしていきたいというふうに思っております。

○山脇座長

ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

○根橋様

すみません、感想も入っていますが。佐藤（佳子）さん、岡宮さんからご報告いただいたところですが、それぞれの教室が、日本語教室のみならず、生活者として地域との交流を後押しする機関であるという報告をいただきました。

資料5の県民、外国人の方の県民調査の結果にもありますし、私たち連合でも外国人労働者・住民等の調査をした結果、地域に外国人の方が暮していらっしゃる方で、68%の方が全く外国人住民の方との接点がない、対話機会がないという調査結果も出ています。資料5にも、外国籍県民の方が日本人と係わっている方が、前回調査から若干増えて51%という状況になっています。

そういったことからいくと、ご報告いただいたように、やはり日本語教室支援に加え、地域における受け入れ体制と、地域住民との日常の関りにおける日本語の支援等々も必要になってくるんじゃないかというふうに感じています。

あと、上田市の方からもありましたように、日常的に就労につなげていく、そんな支援も、必要であると改めて感じましたので、私たちも今後の活動の参考にさせてもらいたいと思います。ありがとうございました。

○山脇座長

ありがとうございました。他の方、いかがでしょうか。

あとお一人か、二人ぐらい、ご発言ございますか。

○佐藤友則様

それでは、先ほどの上田市の虹のかけはしの取り組みは、松本市教育委員会とも、私どもの方でも取り組んだんですが、やはり通級という巨大な壁がありました。

バス会社とやりとりし、バスで巡回したら幾らになるか、お金がとんでもなくかかるということで、結果的に、また小学校の方でも手を上げてくれることがなかったこともあり、拠点となる子ども教育センターがある場所はあるんですけども、そこが集中的に集めるという、集中指導が現実、松本市では実現できていないことがございます。

それからもう1点、こちらの資料3の中のこの資料ですけれども、やはり日本語教育に関して関係省庁がこれだけ、日本語教育だけで厚生労働省、文部科学省、外務省、経済産業省、そして日本語教育には関わらないんですけども、受け入れでは法務省、こういった非常に多くの省庁が実は縦割りでバラバラと、ここら辺、一番最初の私の報告にありましたように、移民に関する基本法と、これらを総合して外国の方を見る省庁、そういったレベルがないと、やはり日本語教育もビデオ通訳も、やはり県との調整も、そういった省庁がないと、結局、文部科学省だけで話してもこういう問題が解決しない。やはり、そのところに行き着きますというのが感想です。

○山脇座長

ありがとうございました。ほか、いかがでしょうか、どなたか、一言でも。

○林様

意見というか、要望ですけれども。

外国人の受け入れと共生のための教育推進検討チームの報告の中に、外国人児童生徒等への教育の充実のところの2番、教員の資の向上というようなことがあって、指導者の質の向上の仕組みのようなことが書いてあります。

先ほど、その学校の加配で配置してくださっている先生がいらっしゃるというのは非常にありがたく、専門家かどうかはちょっとさておき、居てくださるということだけでも大変ありがたく思っていますが、長野県内広いので、その加配の先生たちだけでは絶対に満たせない部分があります。そのところを、例えば教育事務所単位くらいに専門家を置いていただいて、ぜひ派遣するような制度を考えていただけたらと思っております。

○山脇座長

ありがとうございました。他の方はよろしいですか。

それでは、私から一言だけ、時間がないので、感想を申し上げたいと思います。

本日は上田市と松本市、長野県の中でいえば、先進自治体の取り組みだと思います。長野県は非常に大きな県でありまして、いわゆる都市部でない地域における日本語教育の体制がどうなっているか、気になりました。

(3) 外国籍県民意識調査について

○山脇座長

それでは、(3) 外国籍県民意識調査について、事務局からご報告いただきたいと思いません。

○根橋国際課長

それでは資料5、外国籍県民意識調査結果につきまして、ご説明をさせていただきます。

基本的には回収状況、(4) にございますとおり、回収数、467名の方から回収いたしまして、属性は次ページの1ページにございますとおり、国籍別では中国、ブラジル、フィリピン、ベトナムといった形、また、年代では非常にお若い方が多い。約41人、50代未満が76.5%という方、そういった中の県民の意識調査の結果でございます。

3番のところをご覧いただきますと、平成27年との主な項目の比較をさせていただいております。10項目あげさせていただいておりますけれども、その中で特に大きく変化をしているところだけご説明いたしますと、1番上の勤務形態のところは平成27年、2015年に比べまして、正規の社員、研究員、技術者の割合が10ポイントほど増加をしている。また、2番目の年金ところでは、厚生年金、国民年金に加入している方々がそれぞれ7ポイント程度増加をしている。

また、8番目からになりますけれども、日本人とのかかわりにつきましては、2015年ではあいさつする程度のかかわりが39.5%、よくかかわっているが42.8%が、これが今回の2019年調査では、よくかかわっている方というのが51.2%に増えて、あいさつする程度という

のが減っているというような状況。

この3点が、基本的には平成27年、2015年に比べて大きく変動しているというふうな状況になっております。事務局からは以上でございます。

○山脇座長

ありがとうございました。それでは終了時間が近づいてまいりましたので、ここで議事を閉じたいと思います。

本日、貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。長野県の日本語教育に関して4名の方からご報告いただきましたが、意見交換の時間が短くなってしまったことをお詫び申し上げます。

今後の予定に関しましては第1回、そして本日、第2回の会議で、皆様からいただいたご意見を踏まえまして新たな指針の骨子のたたき台を、これから事務局と一緒に準備したいと思います。

そちらは、皆様に第3回の会議の前にお送りするようにいたしますので、ぜひ、また、いろいろご意見をいただきたいと思います。次回、9月中旬の開催を予定しております。この後、事務局から皆様の状況にあわせて日程調査が図られますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、これもちまして、本日の議事を終了といたしたいと思います。

○春原企画幹

山脇座長、ありがとうございました。

事務局から特にないようですので、本日の議事は以上で終了いたします。次回につきましては、事務局から改めて日程調整をさせていただきます。皆様、お忙しいと存じますが、よろしくお願いいたします。

また、本日午後1時15分より、議会棟3階第1特別会議室におきまして、長野県の多文化共生について考える、長野県多文化共生地域会議を開催いたします。先進事例の紹介や、山脇先生のご講演を予定しております。ご都合のつく方はご出席いただければと存じます。

それではこれで閉会となります。本日は長時間にわたり、熱心にご議論いただきまして、まことにありがとうございました。